

所長	次長	処遇首席	処遇企画統括	一区処遇統括	二区処遇統括	看守責任者	副看守責任者

戒具使用報告書

平成31年1月19日

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警備士補

下記の被収容者に対し戒具を使用したので、その状況等を次のとおり報告する。

記

被収容者の 国籍・氏名	トルコ DENIZ (男)
使用日時	平成31年1月19日 00時36分
戒具の種類	第一種手錠
戒具を使用するに 至った経緯	<p>当該被収容者（以下「DENIZ」という。）は、平成31年1月18日23時55分、常備薬を服用できないことなどに対する不満を大声で述べ続けたことから、入国警備官A以下5名で、DENIZを3寮B処遇室に連行しようとしたところ、これに従わず、入国警備官Aの腹部を蹴るなど、激しく抵抗したことから、制圧の上、3寮B処遇室に連行した。連行後も、四肢に力を込めて抵抗を続け、DENIZ及び職員に受傷のおそれがあり、他にこれを防止することができないと認められたことから、戒具を使用するに至った。</p>

<p>戒具使用時 の状況</p>	<p>同日00時36分、 看守責任者指示により、 入国警備官A 指揮の下、DENIZをうつ伏せにし、頭部を 入国警備官B、右腕を入国警備官I、左腕を入国警備官H、 腰を入国警備官E、両足を入国警備官C及び本職が 押さえて制圧し、第一種手錠を両手後ろ手に施した上、 7寮保護室に緊急隔離した。</p>
<p>解除日時</p>	<p>平成31年1月19日 01時11分</p>
<p>その他 (解除時の 状況等)</p>	<p>1 DENIZの興奮状態が収まり、落ち着いた様子が見受けられたことから、本職以下3名で7寮保護室に入室の上、01時11分に第一種手錠を解除した。 なお、戒具解除の際、同人は当方の指示に抵抗することなく、素直に応じ、解除後に粗暴行為はなかった。</p> <p>2 第一種手錠を解除した際、両手首及び同人が痛みを訴えた背中を確認したところ、赤くはなっていたものの擦過傷等は認められなかった。</p>